



住宅完成保証制度

新築工事・増築工事・改築工事

住宅完成保証制度とは

「住宅完成保証制度」は住宅あんしん保証が優良な建築会社と認め、住宅あんしん保証に登録した工務店・ビルダー（以下「登録事業者」といいます。）だけがご利用いただけるサービスです。

特徴

1

審査基準をパスした建築会社だけが登録できます！

登録には、過去3年間の決算報告書の提出による財務内容のチェックをはじめとする厳しい審査基準をクリアしなければなりません。健全な経営の工務店・ビルダーとしてお施主様にアピールできます。

特徴

2

登録後も、定期的に審査を行っています！

毎年決算内容を確認し、経営状態のチェックをします。

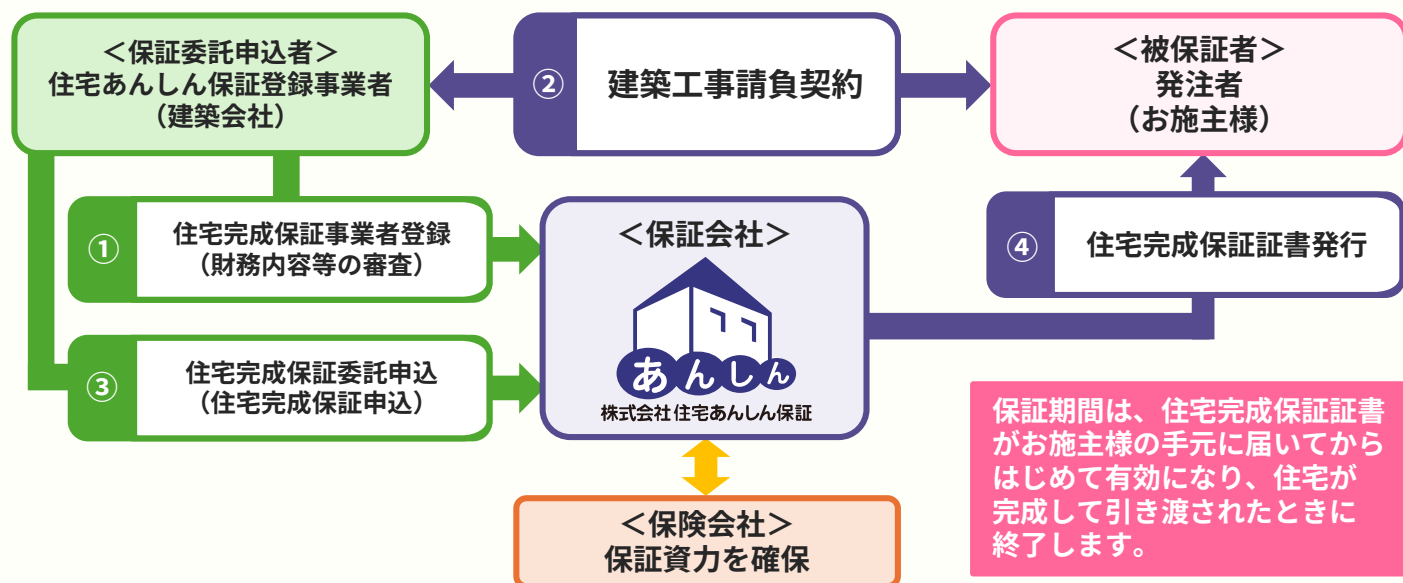
特徴

3

**工事保険等への加入とあわせて、
不測の損害にも備えたあんしんな住まいづくりを実現！**

保証対象住宅の請負工事では、各種損害保険の加入を義務付けており、お施主様の財産となる建物への「安全・安心・信頼」をアピールできます。

保証制度のしくみ



対象住宅

次の住宅を元請けする場合に利用いただけます。

- ① 一戸建て住宅
- ② 集合住宅（木造・鉄骨造のアパート等）
- ③ 店舗併用住宅

工事種別

「新築工事」または「増築・改築工事」 ※

※ 主に新築工事を請け負う事業者が新築同程度の工事規模となる増築（既存の建築物の床面積が増加する工事）・改築工事（建築物の一部を取り壊した後、引き続きこれらと用途・規模・構造が同じとなる建築物を建てる工事）を請け負う場合を想定しています。

保証制度の概要

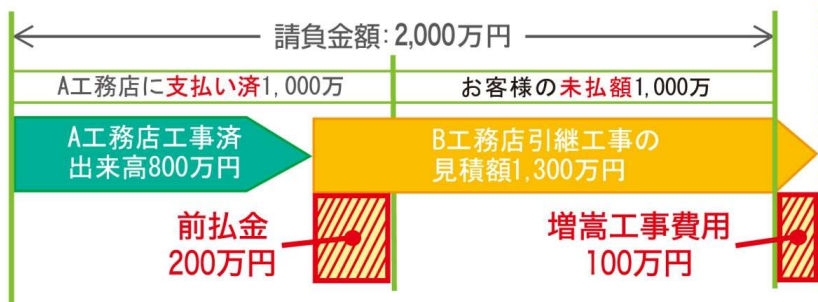
● 保証限度額

請負契約を締結した登録事業者が万が一、住宅の完成前に倒産等により工事の継続が不可能になった場合には、住宅あんしん保証が前払金や増嵩工事費用を保証証書記載の金額を限度にお支払いします。

前払金は請負金額の30%、または1,100万円のいずれか低い金額を限度として、増嵩工事費用は請負金額の10%、または200万円のいずれか高い金額を限度として保証します。

前払金、および増嵩工事費用を合計して、請負金額の30%、または1,100万円のいずれか低い金額を限度とします。

請負金額2,000万円の参考例



A工務店:当初発注した工務店
B工務店:A工務店倒産等により引継工事
(代替履行)を行う工務店

**お客様は請負金額
通りの2,000万円でOK!**

・前払金200万
・増嵩工事費用100万円

**このケースでは、
合計300万円を本制度で保証します。**

● 申請書類

新築住宅工事	増築工事・改築工事
あんしん住宅瑕疵保険（新築住宅瑕疵保険）の受理証	あんしんリフォーム工事瑕疵保険（※1）の受理証
平面図の写し、立面図の写し	増築部分、改築部分および既存建物が分かる図面（平面図・立面図等）
住宅完成保証制度委託申込書（※2）	
住宅完成保証に関する覚書 兼 重要事項確認シート（押印部分カラー）（※2）	
工事保険証券の写しまたは付保証明書の写し	
請負契約書の写し	
仕様書の写し	
詳細見積書の写し	

（※1）工事の内容により新築住宅瑕疵保険になる場合があります。

（※2）新築工事、増改築工事で帳票は変わりません。

● 登録料（税別）

新規登録料	36,000円
更新登録料	30,000円<初回更新時は無料>

● 保証料（消費税非課税）

保証料 1棟あたり	100,000円
--------------	----------

注意事項 このチラシは、住宅完成保証制度の概略を記載したものです。商品の詳細は、住宅完成保証制度 保証制度利用前の手続（事業者登録）のご案内および住宅完成保証委託約款をご確認ください。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

株式会社住宅あんしん保証

■本社
〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テプコビル6階

TEL.03-3562-8122 (平日9:00~17:30)

ホームページ <https://www.j-anshin.co.jp/>

●本紙記載内容／2026年9月現在

●本紙に記載しております内容は予告なく変更される場合があります。

お問い合わせは